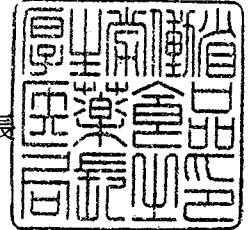




薬食発第0529001号  
平成21年5月29日

都道府県知事  
各 保健所設置市長 殿  
特別区長

厚生労働省医薬食品局長



### 薬局、医薬品販売業等監視指導ガイドラインの全部改正について

薬事監視指導のうち薬局・医薬品販売業等に係る業務等については、自治事務に係る技術的助言として、平成17年3月31日付け薬食発第0331007号医薬食品局長通知の別添「薬局、医薬品販売業等監視指導ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）に基づき実施してきたところであるが、今般、平成21年6月1日から、薬事法の一部を改正する法律（平成18年法律第69号以下「改正法」という。）が施行されるに当たり、ガイドラインの全部を別添のとおり改めたので、貴都道府県、保健所設置市又は特別区におかれては下記の点に留意し、ガイドラインの内容を御理解の上、薬事監視指導の円滑な実施を図られたく通知する。

### 記

#### 1 改正の趣旨

- (1) 改正法が平成21年6月1日から施行されるに当たり、その内容に合わせ、ガイドライン中販売管理体制、医薬品の取扱い及び情報の提供の項目等を改正するとともに、ガイドラインの別紙様式1「自己点検項目」に一般用医薬品の販売方法及び情報提供の方法その他の項目を追加する等の改正を行ったこと。
- (2) 薬事監視指導の円滑な実施に資するよう、表現の明確化・適正化等の見直しを行ったこと。

#### 2 施行期日

本通知は、平成21年6月1日から施行すること。